

# 株式会社ハチバン定款

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当社は株式会社ハチバンと称し、英文ではHACHI-BAN CO., LTD. と表示する。

### 第2条（目的）

当社は下記の事業を営むことを目的とする。

- 1 飲食店フランチャイズ・チェーン事業
- 2 飲食店の経営および運営委託業務
- 3 食品・食品原材料の製造加工および販売
- 4 食料品および調味料の輸出入および販売
- 5 店舗設備、食品製造機械、厨房設備機器、什器備品および日用雑貨品の販売および輸出入
- 6 煙草・酒類の販売
- 7 店舗用各種食材の販売
- 8 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- 9 宅地建物取引業法に基づく業務
- 10 不動産の賃貸および管理
- 11 子会社および関連会社に対する経営指導・コンサルティングおよび業務受託
- 12 前各号に附帯する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当社は本店を石川県金沢市に置く。

### 第4条（機関）

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は12,832,444株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### 第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令、または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（招集時期および開催地）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に、臨時株主総会はその必要がある場合に本店の所在地またはこれに隣接する地、もしくは石川県能美郡川北町においてこれを招集する。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月20日とする。

#### 第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは社長が招集しその議長に任ずる。

- 2 社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がその任にあたる。

#### 第15条（決議）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第17条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第18条（取締役の員数）

当社の取締役は、12名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任）

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第21条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは社長がこれを招集し、その議長に任ずる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がその任にあたる。

#### 第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役の中から1名を社長とする。
- 3 代表取締役または取締役より必要に応じ会長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができる。

#### 第23条（業務執行）

社長は当社の業務を統轄し、副社長および専務取締役は社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順位に従い、副社長または専務取締役が社長の職務を代行する。

#### 第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### 第26条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間で、当該業務執行取締役等以外の取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第27条（監査役の員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

### 第28条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

### 第29条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に、終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第30条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第31条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集は、各監査役に対して、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
- 3 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第32条（報酬等）

監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### 第33条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

### 第34条（会計監査人の選任方法）

当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第35条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないとは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### 第36条（会計監査人の責任限定）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第7章 計算

### 第37条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年3月21日に始まり翌年3月20日までの1年とする。

### 第38条（剰余金配当の基準日）

当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月20日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

### 第39条（中間配当の基準日）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月20日を基準日として中間配当を行うことができる。

### 第40条（配当の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の金銭に対しては利息を付さない。

### （附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。